

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 特別減税の還付手続き

Q: 所得税の特別減税が施行されたそうですが、当社は賞与を毎年7月に支給していますので、還付も7月にしたいのですができますか。

A: 臨時措置法では、給与等に係る特別減税額の還付は原則として6月の支払い時としています。しかし、夏の賞与の支給を7月あるいは8月に支給する企業もあることから、還付月については7月以後の月でも認める措置を設けています。この場合には、給与支払者は、所得税を還付しようとする月、7月以後にその還付をする事情その他の事項を記載した申請書を今年の6月15日までに税務署長に提出し承認を得なければなりません。

給与支払者は、減税の還付を行った場合には

- ①特別減税額の還付に係る計算書
- ②徴収高計算書

をその還付した月の翌月10日までに税務署長に提出しなければなりません。

また、還付を行った月に全額を還付できないときは、その翌月に還付し、それでも残額があるときはその全部の還付の終わるまでの各月で還付をおこなうこととなります。

ただし、6月以降の各月で還付し続けてもなお還付できなかった額が残ったときは、翌年に持ち越すということはず、7~12月の特別減税額とともに年末調整で精算されることとなります。

